## 岩手県告示第745号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年12月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成23年11月22日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社久慈商店
    - イ 主たる営業所の所在地 久慈市侍浜町本町第9地割35番地
    - ウ 代表者の氏名 久慈るみ子
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-19) 第9074号
  - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年11月22日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成23年11月30日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 浅沼建設株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市大迫町大迫第3地割138番地
    - ウ 代表者の氏名 浅沼貞治
    - 工 許可番号 岩手県知事許可 (特-20) 第1697号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業 及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年11月28日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。